未成年の子どもがいる夫婦が離婚するときは、ひとりで悩まず、まず相談を！

離婚する時は子どもの親権者を決める必要があります。面会交流や養育費の取決めもしましょう。

お父さんお母さんは、子どもの立場になって考えましょう。

相談に行く。（相談先1 相談先2 相談先3）

- 離婚について二人で話し合いができた。
  - はい → 話し合いで離婚することにした。（協議離婚）
  - いいえ ↓
- 法律相談をして離婚について二人で話し合いができた。（相談先4 相談先5）
  - はい → 話し合いで離婚することにした。（協議離婚）
  - いいえ ↓
- 話し合いで離婚することにした。（協議離婚）
  - はい → 面会交流・養育費について取り決めができた。
    ※取り決めを**公正証書**にしている場合は、**公正証書**の欄 7 を参照してください。
    - はい → 面会交流・養育費について取り決めどおり実行されている。
      - はい → 面会交流の実施、養育費の支払い。
      - いいえ → 相談先1 相談先4 相談先5 → 参考6
    - いいえ → 離婚したが、面会交流・養育費について取り決めができない。（相談先1 相談先4 相談先5）→ 参考6
  - いいえ → 離婚をやめ、考え直した。やり直すことにした。
- 参考6 このような場合、家庭裁判所で行っている**調停**（夫婦関係調整（離婚））を利用することが考えられます。
  - **調停**で離婚の合意、面会交流や養育費の取決めができた。
  - **調停**で離婚の合意ができない。（調停不成立）（相談先4 相談先5）
    - **離婚の裁判（訴訟）**
      ※面会交流や養育費について離婚訴訟で決まったことが実行されない場合は、**強制執行等**の欄 8 をご覧ください。

参考6 このような場合、家庭裁判所で行っている**調停**（面会交流、養育費）を利用することが考えられます。
面会交流、養育費について、**調停**でも合意ができない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。
※**調停**や審判で決まったことが実行されない場合は、**強制執行等**の欄 8 をご覧ください。

※相談や手続きの流れの一例です。

「面会交流」は両親からの贈り物です。

面会交流は、子どもが二人の親から見守られ愛されていること実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができる大切な機会です。
共に子どもの幸せを願う親として、子どもの長い一生にとって意味のある面会交流になるように、
①面会交流の回数と方法　②面会交流の場所　③連絡方法など
について、話し合って決めましょう。子どもの希望を聞き、子どもが安心して面会交流できるように配慮しましょう。話し合いができないなど、困ったことがあったら、ひとりで悩まず相談してください。

「養育費」は子どもの生活を保障する大切なものです。

子どもが社会人として自活できるようになるまでには、教育や衣食住など様々なことにお金が必要です。
子どもの成長に養育費はとても大切なものですから、お父さん・お母さんが離婚しようとするときには、
①金額（毎月いくらなど）　②支払日・方法（振込みなど）　③支払期間
について、話し合って決めましょう。
話し合おうとしても、相手に対してどのように言ったらいいか分からないとか、金額が分からないとか、相手が応じてくれないなどのことがあるかもしれません。
そんな時は、ひとりで悩まず相談してください。

相談先1 岡山市の養育費・面会交流相談窓口

子どもの養育費や面会交流などでご相談のある方。専門家が相談をお受けします。
【相談日時等】
毎月第4火曜日午後1時から午後5時まで
お一人1時間（原則1回まで）
【相談場所】
岡山市北区中央福祉事務所
（岡山市保健福祉会館1階本庁舎南側）
【申込・問合せ先】
岡山市こども福祉課
電話:086-803-1221

相談料 無料

相談先2 岡山市地域こども相談センター

子どものことで心配なとき、ひとりで悩まないで相談してください。
各地域の地域こどもセンターの場所、連絡先は、裏面をご覧ください。

相談料 無料

相談先3 ひまわり福祉相談センター心配事相談

家庭、生活、離婚、苦情その他日常生活上あらゆる心配ごとの相談。
【相談日時等】
毎週月・水・金曜日午後1時から午後4時まで
【相談場所】
ひまわり福祉会館
【問合せ先】
岡山市社会福祉協議会
電話:086-222-8618

相談料 無料

相談先4 岡山市無料法律相談

相談料 無料

弁護士による、専門的立場からの法律相談です。対象は、岡山市に在住の方です。
【相談日時等】
毎週水曜日・木曜日午後1時から午後4時まで
一人30分（1度利用すると2年間利用できません）
【相談場所】
さんかく岡山
（岡山市男女共同参画社会推進センター）
【申込方法】
毎週水曜日午前9時から、当日・翌日分を先着順に予約枠が一杯になるまで受け付けます。
予約受付電話:086-803-1000（市役所代表）

相談先5 法テラス岡山

経済的に余裕がない場合（収入等の条件があります）無料で法律相談を受けることができます。
【問合せ先】
法テラス岡山
電話:050-3383-5491

相談料 無料

参考6 岡山家庭裁判所

離婚、面会交流、養育費などについて、話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には家庭裁判所の**調停**手続きを利用することができます。
調停は話し合いで紛争を解決する手続きです。
【問合せ先】
岡山市北区南方1-8-42　電話:086-222-6771（代）
http://www.courts.go.jp/okayama/

参考7 公正証書

中立公正な立場の公証人が作成する公文書です。
養育費などの金銭債務について、支払い義務者が直ちに**強制執行**に服する旨の陳述が記載されている公正証書は、義務者が取決めを実行しなかった場合、それをもとに**強制執行**をすることができます。
岡山県内公証役場一覧
⇒http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/table/kousyou/all.html

参考8 強制執行等

面会交流や養育費について、**調停**、審判、訴訟で決まったことが実行されない場合には、家庭裁判所に履行を勧告してもらったり、強制執行ができます。
※内容によってはできないこともあります。